

令和5年度鞍手町議会第5回定例会会議録（第4号）						
令和5年9月21日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会 日時及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	令和5年9月21日 午後1時00分			的野信之		
	閉 会 開 議			議 長		
	令和5年9月21日 午後1時27分			的野信之		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	許斐英幸	出	11	栗田美和	出
	2	田中二三輝	出	12	西藤典子	出
	3	星正彦	欠	13	篠原哲哉	出
	4	宇田川亮	出			
	出席 12人	5	野口美恵子	出		
	欠席 1人	6	新谷留晴	出		
	欠員 0人	7	的野信之	出		
		8	石井大輔	出		
		9	許斐潤一郎	出		
	10	有働徳仁	出			
会議録署名 議員	5	野口美恵子		6	新谷留晴	

職 出 務 席	議会事務 局長	広瀬真一	出	議会事務 局次長	加藤優	出
	町長	岡崎邦博	出	副町長	浅野彩	出
	教育長	外園哲也	出	会計課長	武谷朋視	出
	総務課長	高橋奈美江	出	都市整備 課長	西生卓矢	出
	福祉人権 課長	田鶴原竜二	出	まちづく り課長	柴田隆臣	出
	税務保険 課長	石田克	出	産業振興課長兼 農業委員会事務 局長	梶栗恭輔	出
	管財課長	石田正樹	出	上下水道 課長	神谷徹	出
	健康こども 課長	沼野葉子	出	教育課長	森永健一	出
	住民環境 課長	大村俊夫	出			
地方自治 法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

## 令和5年 第5回 鞍手町議会定例会 議事日程

9月21日 午後1時開議

### 第4号

- 日程第1 議案第55号 令和4年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定 (決算特別委員長報告)
- 日程第2 議案第61号 令和4年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計  
歳入歳出決算認定 (総務文教委員長報告)
- 日程第3 議案第62号 令和4年度鞍手町水道事業会計決算認定 (総務文教委員長報告)
- 日程第4 議案第63号 令和4年度鞍手町下水道事業会計決算認定 (総務文教委員長報告)
- 日程第5 議案第56号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定  
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第57号 令和4年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計  
歳入歳出決算認定 (民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第58号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定  
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第59号 令和4年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定  
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第60号 令和4年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計  
歳入歳出決算認定 (民生産業委員長報告)
- 日程第10 議案第49号 鞍手町過疎地域持続的発展計画の変更 (総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第50号 令和5年度鞍手町一般会計補正予算 (第4号) (総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第54号 令和5年度鞍手町下水道事業会計補正予算 (第1号)  
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第51号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第14 議案第52号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第15 議案第53号 令和5年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計  
補正予算 (第1号) (民生産業委員長報告)
- 日程第16 陳情第5号 健康保険証の存続を求める意見書の採択についての陳情書  
(民生産業委員長報告)
- 日程第17 閉会中の継続事件

令和5年9月21日 9月定例会閉会。

1 出席議員は次のとおりである（12名）

1番 許斐英幸	2番 田中二三輝	
4番 宇田川亮	5番 野口美恵子	6番 新谷留晴
7番 的野信之	8番 石井大輔	9番 許斐潤一郎
10番 有働徳仁	11番 栗田美和	12番 西藤典子
13番 篠原哲哉		

2 欠席議員は次のとおりである

3番 星正彦

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13時00分 ——

○議長（的野信之君）

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元のタブレット端末機に送信しているとおります。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第55号を議題とします。

本案は、決算特別委員会に付託していただきましたので、決算特別委員長の審査報告を求めます。

（1番 許斐英幸君、挙手して発言を求める）

○1番（許斐英幸君）

決算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第55号 令和4年鞍手町一般会計歳入歳出決算認定。

本委員会は、9月13日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を

認定すべきと決定しましたので、会議規則第 76 条規定により報告します。

○議長（的野信之君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 55 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 55 号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第 55 号 令和 4 年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。

よって、議案第 55 号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第 2 議案第 61 号から日程第 4 議案第 63 号までの 3 件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

（6 番 新谷留晴君、挙手して発言を求める）

○ 6 番（新谷留晴君）

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 61 号 令和 4 年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定

議案第 62 号 令和 4 年度鞍手町水道事業会計決算認定

議案第 63 号 令和 4 年度鞍手町下水道事業会計決算認定

本委員会は、9 月 13 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定しましたので、会議規則第 76 条の規定に

より報告いたします。

○議長（的野信之君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 61 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第 62 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第 63 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 61 号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第 62 号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第 63 号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第 61 号令和 4 年度地方独立行政法人くらすて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって、議案第 61 号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 62 号令和 4 年度鞍手町水道事業会計決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって、議案第 62 号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 63 号令和 4 年度鞍手町下水道事業会計決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって、議案 63 号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第 5 議案第 56 号から日程第 9 議案第 60 号までの 5 件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

( 1 3 番 篠原哲哉君、挙手して発言を求める)

### ○ 1 3 番 (篠原哲哉君)

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 56 号 令和 4 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定

議案第 57 号 令和 4 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定

議案第 58 号 令和 4 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

議案第 59 号 令和 4 年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算

認定

議案第 60 号 令和 4 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理  
運営費特別会計歳入歳出決算認定

本委員会は、9 月 13 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 56 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第 57 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第 58 号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第 59 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

次に、議案第 60 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 56 号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第 57 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第 58 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第 59 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第 60 号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第 56 号令和 4 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第 56 号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 57 号令和 4 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第 57 号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 58 号令和 4 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。



(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって、議案第 58 号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 59 号令和 4 年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第 59 号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 60 号令和 4 年度鞍手町上山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第 60 号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第 10 議案第 49 号から、日程第 12 議案第 54 号までの 3 件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

(6 番 新谷留晴君、挙手して発言を求める)

## ○ 6 番 (新谷留晴君)

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 49 号 鞍手町過疎地域持続的発展計画の変更

議案第 50 号 令和 5 年度鞍手町一般会計補正予算 (第 4 号)

議案第 54 号 令和 5 年度鞍手町下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

本委員会は、9 月 13 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告いたします。

○議長（的野信之君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 49 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第 50 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第 54 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 49 号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第 50 号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第 54 号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第 49 号 鞍手町過疎地域持続的発展計画の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。

よって議案第 49 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 50 号 令和 5 年度鞍手町一般会計補正予算（第 4 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。

よって、議案第 50 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 54 号 令和 5 年度鞍手町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。

よって議案第 54 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第 13 議案第 51 号から日程第 15 議案第 53 号までの 3 件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

（13 番 篠原哲哉君、挙手して発言を求める）

### ○ 13 番（篠原哲哉君）

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 51 号 令和 5 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 52 号 令和 5 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 53 号 令和 5 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算（第 1 号）

本委員会は、9 月 13 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

○議長（的野信之君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 51 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第 52 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第 53 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 51 号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第 52 号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第 53 号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第 51 号 令和 5 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第 1 号) を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。

よって、議案第 51 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 52 号、令和 5 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。

よって、議案第 52 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 53 号 令和 5 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。

よって議案第 53 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 16 陳情第 5 号を議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

（13 番 篠原哲哉君、挙手して発言を求める）

### ○13 番（篠原哲哉君）

民生産業委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第 5 号健康保険証の存続を求める意見書の採択についての陳情書本委員会は、9 月 6 日に付託された上記の陳情を審査の結果、採択とし、別紙意見書案を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第 94 条の規定により報告します。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第 5 号について、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第5号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

陳情第5号 健康保険証の存続を求める意見書採択についての陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって陳情第5号は採択されました。

次に、日程第17 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下、審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元のタブレット端末機に送信しているとおおり、閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって委員長から申出のとおり、継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって、令和5年第5回定例会を閉会します。

~~~~~○~~~~~

— 閉会 13時27分 —

地方自治法第123条の第2項の規定により、ここに署名する。

議長 的野信之

議員 野口美恵子

議員 新谷留晴